## 長期給付事業 組合員の老齢(退職)・障害・死亡に対し年金の支給を行います。

## ●公的年金制度について

公的年金制度は、「国民年金」と「厚生年金保険」により構成されています。

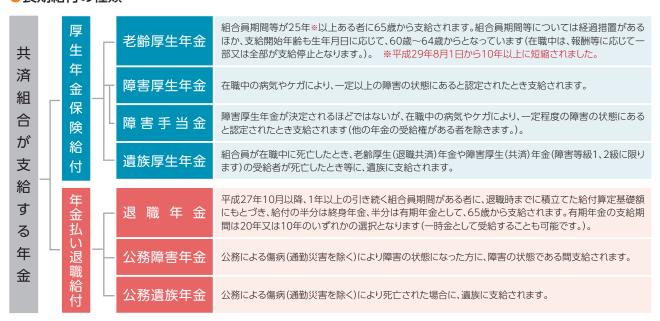
「国民年金」は全国民に共通の制度で、1階部分に当たる基礎年金を支給します。国民年金の被保険者(加入者)は職種等によって、第1号被保険者から第3号被保険者までに分かれます。

「厚生年金保険」は、被用者(国民年金の第2号被保険者に該当する方)のための制度で、2階部分として報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者(加入者)は、「一般・国共済・地共済・私学共済」に区分され、実施機関も異なります。年金決定時には、区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

なお、共済年金独自の3階部分である「職域年金相当部分」は、平成27年10月以降の組合員期間については廃止され、新たに「退職等年金給付(年金払い退職給付)」制度が設けられました。ただし、平成27年9月までの組合員期間については、経過措置として、その期間に応じた職域年金相当部分の年金(経過的職域加算額)が支給されます。

年金払い退職給付 経過的職域加算額(旧職域年金相当部分) 厚生年金基金 (3階)独 自 部 分▶ 一般(第1号) 国共済(第2号) 私学共済(第4号) (2階)厚生年金保険▶ 被保険者 被保険者 被保険者 被保険者 第3号被保険者 (1階)国 民 年 金▶ 第1号被保険者 第2号被保険者 (第2号被保険者 (基礎年金) (自営業者等) (民間会社員や公務員など) の被扶養配偶者)

## ●長期給付の種類





- ●毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、加入記録や年金見込額情報をお知らせしています。35歳・45歳・59歳の方は封書、それ以外の方は、はがきでの通知です。
- ●毎年7月に「年金払い退職給付」の給付算定基礎額や加入期間等をお知らせしています。
- ●インターネットの「地共済年金情報Webサイト」では、ご自身の年金情報が確認できます。(公務員厚生年金期間のみ)

ご利用の際は、登録をし、ユーザーIDを取得してください。 詳細は、公立学校共済組合本部ホームページをご覧ください。

公立学校共済組合本部ホームページ▶https://www.kouritu.go.jp/